

指定通所介護 夢なかま通所介護 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。まだ要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

法人名	株式会社 夢なかま
法人所在地	茨城県北茨城市中郷町栗野1205番5
電話番号	0293-24-9002
代表者氏名	代表取締役 野地 美佐子
設立年月日	平成18年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の名称	夢なかま通所介護
事業の種類	指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）
事業所番号	0871500542
事業所所在地	1～4単位：茨城県北茨城市中郷町栗野1205番地5 5単位：茨城県北茨城市中郷町栗野1211番地33
電話番号	代表：0293-24-9002 1単位：090-3914-3397 2・3単位：090-9851-3861 4単位：0293-43-5303 5単位：0293-24-5722
FAX番号	0293-24-9032（5単位：0293-24-5733）
事業開始日	平成23年4月1日
事業実施区域	茨城県北茨城市、高萩市、福島県いわき市
利用定員	1単位：23名 2単位：10名 3単位：10名 4単位：16名 5単位：20名 合計：79名

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を営めるよう、サービスを提供することを目的とします。
-------	--

運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の状態の軽減や悪化防止のため、適切なサービスの提供に努めます。
-------	---

4. 営業日・時間及び利用定員

	1単位	2・3単位	4単位	5単位
営業日	月曜日～土曜日	月曜日～金曜日	月曜日～日曜日	月曜日～日曜日
営業時間	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00～17:00
サービス提供時間	9:00～16:00	9:00～12:00 13:00～16:00	9:00～16:00	9:00～16:00
休日等	年末年始（12月30日～1月3日）は休業となります。 国民の祝日・お盆は営業します。			

5. 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

（5単位の総職員数です。職員の配置については単位ごとに指定基準を遵守しております。）

職種	常勤	非常勤
管理者	1名	
生活相談員	5名	2名
介護職員	16名	12名
看護職員	2名	3名
機能訓練指導員	3名	3名

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスの利用料について、以下の2種類がございます。

- （1）介護保険の給付の対象となるサービス（通常9割が介護保険から給付されます）
- （2）介護保険の給付の対象とならないサービス（全額がご契約者の負担となります）

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、通常利用料金の9割が介護保険から給付されます。

ご契約者の自己負担額は1割（所得に応じ2割又は3割）です。

〈サービスの概要〉

食 事	ご契約者の食事の自立について、必要な支援を行います。 食事時間／12:00～13:00
入 浴	一人用の浴槽にて、ご契約者の状況に応じた適切な入浴をしていただきます。
排 泄	排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機 能 訓 練	ご契約者の心身等の状況に応じ日常生活を送るために必要な機能の維持・回復又は機能の減退を防止するための訓練を実施します。
送迎サービス	ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
その他自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・教養、趣味、娯楽などの活動をしていただく機会を作るよう配慮します。 ・ご契約者及びご家族の介護等に関する相談や助言を行います。 ・看護職員が、健康管理を行います。

〈1回あたりのサービス利用料金〉

下記の料金表により、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

要支援1	1,672単位/月
要支援2	3,428単位/月
事業対象者	1,672単位/月
運動機能向上加算	225単位/月
処遇改善加算Ⅰ	(加算率) 5.9%
特定処遇改善加算Ⅱ	(加算率) 1.0%
ベースアップ等支援加算	(加算率) 1.1%

	1単位・4単位・5単位	2単位・3単位
要介護1	604単位/日	343単位/日
要介護2	713単位/日	393単位/日
要介護3	826単位/日	444単位/日
要介護4	941単位/日	493単位/日
要介護5	1,054単位/日	546単位/日
個別機能訓練加算Ⅰ口	85単位/日	85単位/日
入浴介助加算Ⅰ	40単位/日	
処遇改善加算Ⅰ	(加算率) 5.9%	
特定処遇改善加算Ⅱ	(加算率) 1.0%	
ベースアップ等支援加算	(加算率) 1.1%	

- 上記は9時から16時までご利用の場合の料金です。料金は利用時間により変動します。
ただし、2単位は9時から12時まで、3単位は13時から16時までご利用の場合の料金です。
- ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。その場合、ご契約者が保険給付の申請を行う際に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。
- ご契約者に提供するおやつに材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)参照)
- 介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者のご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

食事の材料の 提供費	ご契約者に提供する食事やおやつに材料に係る費用です。 (利用1回につき) 昼食代：550円 おやつ代：100円 ※2単位・3単位はおやつ代のみとなります。
通常の事業実施 地域外への送迎	通常の事業実施地域を超えて行う指定通所介護に要した送迎費用として、下記料金をいただきます。 事業実施地域を1kmを超える毎に：100円
おむつ代	実費をご負担いただきます。 (例) 紙おむつ1枚150円 リハビリパンツ1枚120円 尿取りパッド大1枚100円 尿取りパッド小1枚50円
日常生活上必要と なる諸経費実費	その他日用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

- 上記料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する自由について、変更する2カ月前までにご説明いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

- 上記(1)及び(2)の料金については、1か月ごとに計算してご請求いたします。
- お支払いは口座振替とさせていただきます。

振替日：翌月27日

(4) 利用の中止・変更・追加

○ご契約者の都合により、利用予定日前にサービスを中止又は変更あるいは新たなサービスを追加することができます。その際には、サービス実施日の前日午後5時までに事業者申し出てください。
(その日が休業日の場合はその前営業日まで。)

○利用予定日の前日午後5時までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合がございます。ただし、ご契約者の体調不良等やむを得ない事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日午後5時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後5時までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。

○3ヶ月間連続して利用がない場合には、解約とさせていただきます。

7. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、居宅介護支援事業者、関係市町村に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

8. 苦情の受付窓口について

当事業所に対する苦情やご意見、ご相談については、以下の専用窓口で受け付けます。

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付担当者	氏名	櫻井 裕子 (生活相談員)
	所在地	茨城県北茨城市中郷町栗野1205-5
	連絡先	0293-24-9002
苦情解決責任者	氏名	星野 優佑 (管理者)
	所在地	茨城県北茨城市中郷町栗野1205-5
	連絡先	0293-24-9002
受付時間		毎週月曜日～土曜日 9:00～17:00

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

北茨城市 高齢福祉課	所在地	茨城県北茨城市磯原町磯原1630
	連絡先	0293-43-1111
北茨城市 地域包括支援センター	所在地	茨城県北茨城市磯原町磯原1630
	連絡先	0293-43-1111
国民健康保険連合会 (国保連)	所在地	茨城県水戸市笠原町978-26
	連絡先	029-301-1565

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	未実施
実施した評価機関の名称	未実施
評価結果の開示状況	未実施